

和歌山県立医科大学のあるべき姿のために

— 提 言 —

平成15年12月22日

県立医科大のあり方懇談会

(和歌山県)

「県立医科大のあり方懇談会」報告
「和歌山県立医科大学のあるべき姿のために 提言」

目 次

はじめに	1
答申の重点	3
第1章 大学に何が求められているか	5
1、大学を取巻く環境の変化	
(1) 大学を取巻く社会情勢	
(2) 国立大学等における大学改革	
(3) 医療政策	6
(4) 国・地方を通ずる財政の悪化	
2、大学に求められているもの	7
第2章 和歌山県立医科大学の目指すべき大学像	8
1、県立医科大学の歴史	
(1) 県立医科大学の沿革と変遷	
本県の高等教育の歴史	
本県の医学及び医療の歴史的経緯	9
国立移管等の動き	10
(2) 県立医科大学附属病院紀北分院の沿革	11
2、県立医科大学の現状	12
(1) 本県の高等教育及び医療提供体制の特性	
本県の高等教育	
本県の医療提供体制	
(2) 県立医科大学が担っている役割	13
教育研修機能	
研究開発機能	14
医療提供機能	15
3、県民の視点	17
(1) 地域医療に果すべき役割	
(2) 求められる人材	
(3) 産学官連携等	18

(4) 県民に信頼される大学	
(5) 県財政との関係	
(6) 紀北分院の課題	19
(7) 新たな組織づくり	20
4、県立医科大学が進むべき方向	21
—— ミッションとビジョンの明確化 ——	
(1) ミッションとビジョンの共有	
(2) 地域に貢献する大学	22
(3) 開かれた大学	
—— ビジョンの具体化 ——	23
(1) 地域医療の充実	
(2) 人づくり	24
(3) 知の交流	25
(4) オンリーワン	26
—— 基盤づくりと改革の具体策 ——	28
(1) 組織・運営の活性化	
(2) 自主性・自律性の発揮	30
(3) 適正な評価システムの確立	
(4) 説明責任の遂行	31
(5) 法人化の必要性	32
5、紀北分院の今後のあり方	33
(1) 医療提供機能の是非	
(2) 大学附属病院の分院としての機能存続の是非	34
(3) 新しい機能の付与	35
(4) 紀北分院のあり方と法人化	36
第3章 和歌山県における高等教育の将来像	37
1、地方分権の時代への対応	
2、地方分権の時代における大学の役割と連携	38
まとめ	39
(参考資料)	

はじめに

我が国の社会は、明治維新の改革、戦後の改革を経て、世界でも例を見ないほどの大きな発展を遂げてきましたが、近年になって、グローバル化、少子高齢化、地球環境問題の顕在化、国家財政の悪化などの課題に直面しています。そこで、これまで作ってきた様々な制度を見直し、是正して、これらの課題に対応できる第三の改革が必要となっています。

そうした中において、大学をはじめとする高等教育機関は、今日まで国家に有用な人材や産業界など各界で必要とする人材を供給して社会の成長を支えてきましたが、新たな改革のときを迎えて、激変する社会経済情勢に的確に対応できるよう、その叡知を最大限に活用した社会貢献が強く求められています。そのため、国の大学審議会などで大学改革の必要性について検討・答申が重ねられたことに続き、本年7月には、すべての国立大学が平成16年4月から法人化されるとともに、公立大学の法人化が地方の選択で可能となる法律が成立しました。

また、我が国の近代化を支えてきた行政システムは、中央集権制度による画一的な行政から、住民や地域の視点に立った行政へと転換するための地方分権改革が進められようとしています。地方でできることは地方自身で決めることが必要となり、その中において、公立大学は、県や市町村の新しい行き方の中で知の交流の拠点としての役割を果たすことがますます重要となってきています。

当懇談会は、こうした状況下で、昨年7月に木村良樹知事から県立医科大学の将来のあるべき姿と紀北分院のあり方について検討することを要請され、本会10回と分科会3回を開催してきました。

懇談会においては、上述した状況を踏まえて、県立医科大学が県民のための大学としてより一層の社会貢献を果たすためにはどうあるべきか、また本県唯一の医科大学及び本県の中核的医療機関としての使命はどうあるべきかを中心に議論を重ねてきました。

議論に当たっては、次の諸点に特に留意するよう努めました。

- 1、県立医科大学のあるべき姿は、変化する時代の要請と地域・住民の期待に応えるものでなければならない。
- 2、歴史と文化を持つ和歌山県において、県立医科大学は、特色ある地

域を代表する高等教育機関としての役割を担わなければならない。

- 3、現在の改革は、知の時代といわれる21世紀を踏み出すに当たっての重要な機会と捉えるべきであり、将来の国や地方のあり方をも見据えたものでなければならない。

議論を重ねた方向は、大筋において、県立医科大学と紀北分院が公的に維持されてきた意義を認め、独立行政法人化の導入を契機として、県民のための大学を目指した意識改革、組織・機構の改革をより一層具体的に実行することを期待するものとなりました。

本報告書の中で本県の高等教育や医療の歴史にふれていますが、大学の数が少ない和歌山は他府県と比較すると必ずしも恵まれた経過を辿ってきたとはいえません。また、県の一貫した高等教育に関する政策が充分であったとはいえ、産業界を含む県民の大学への関心が不足していたことも否めません。

しかし、地域が主体の新しい時代が構想されようとしているときに、地域の知的な中心とならねばならぬ大学のあり方について関心を持たずにいることはできません。

この機会に、多くの県民が、大学と医療についてそれぞれに深く考えていただくことを希望したいと思います。

県民各位のご理解とご協力によって、今回答申した内容がさらに具体的かつ早急に検討され、一日も早く実現しますことを切望しております。

平成15年12月22日

県立医科大学のあり方懇談会 座長 北野榮三

答申の重点

ミッションとビジョンの明確化

21世紀に生きる県立の医科大学として、時代と社会の変化に対応し得る新しいミッションのもとに将来を見据えたビジョンを確立し、大学挙げてそれを達成する仕組みづくりが必要である。

県民のための大学

県立医科大学は、地域で活躍する良き医療人を育成するための拠点である。さらに、和歌山県には他の府県に見られるような県立総合病院がないため、県内の医療機関をリードして県民に良質の医療を提供するための中核となっている。

こうした重大な使命を帯びていることから、県立医科大学の動向が和歌山県民の生命と健康に大きく影響するものであり、県民の期待に応えて信頼される大学となることが強く望まれている。

知の交流の拠点

県立医科大学は、大学の数が少ない和歌山における高等教育の拠点として、地域に有形、無形の影響力を持たねばならない。

また、医学及び医療の中核として、大学の保有する知識やノウハウを地域に還元することにより、県民の健康づくりや本県の産業振興に貢献することが期待されている。

そのため、県民とのコミュニケーションを深めるとともに、産業界、行政や他大学等との協力関係を強化するなど、多様な連携を積極的に進めることが重要である。

オンリーワン

今後に予想される大学間競争の激化を乗り切るためには、県立医科大学の存在意義を高め、地域に根ざし、地域の要請に応える特色づくりや個性の発揮が求められる。

県民や地域とのつながりの中から、和歌山ならではの光り輝くオンリーワンを創出し、それを全国に発信することにより大学の評価を高め、魅力的な大学となることを目指さなければならない。

法人化

前述した事柄を達成し社会貢献を高めるためには、今の組織や仕組みのままでは、時代の要請に十分応えきれない面が現れてきており、県立医科大学がその機能を一層発揮するためには、大学自らの権限と責任において自主的、自律的な運営が可能となるシステムづくりが重要となっている。

そのためには、速やかに県行政から独立した組織として法人格を付与し、適正な評価システムを確立して説明責任を遂行しながら、主体的に運営することが大学の活性化に有効である。これにより、様々な規制の大幅な緩和、制度改革、職員の意識改革等が一層促進され、さらなる地域貢献を果すことが期待される。

紀北分院の進路

紀北分院は、今日まで県が支えてきたという経緯があり、地域住民の生命を託す拠り所としての機能を存続することが望ましい。

今後の県関与のあり方については、医療提供機能という視点からは周辺自治体参入の意義を探る必要があり、一部事務組合形式などの設置形態も想定されるところであるが、同時に、教育研修機能の重要性を勘案するならば、大学全体が法人化する中で、法人化による効率性と自主性を尊重した運営によって存在価値を高め、分院の特性に適した「総合診療医」養成を重点にした人づくりの場となることを目指すべきである。

第1章 大学に何が求められているか

1、大学を取巻く環境の変化

(1) 大学を取巻く社会情勢

戦後の日本社会を支えてきた高度経済成長が「バブルの崩壊」という形で終り、経済情勢が混迷の様相を呈している。21世紀に入った今、如何に安定した社会生活を構築するかという大きな転換期を迎えている。

現在までに築かれてきた社会・経済システムの制度疲労が顕著になり、あらゆる社会制度の見直しが必要とされている状況にある。

「学問の府」である大学も、その埒外におれる筈はなく、社会をリードする立場で混迷の時代から脱却するために、その頭脳を最大限に活用した社会貢献が強く求められている。

(2) 国立大学等における大学改革

大学の改革については、国の大学審議会等において精力的な審議がなされ、大学設置基準の見直し、21世紀の大学像と今後の改革方策、グローバル化時代に求められる高等教育、新しい「国立大学法人像」等、今日まで様々な答申が行われ、組織運営改革や規制緩和、競争原理と評価の導入などが進められてきた。

また、平成13年度には、国立試験研究機関など国の組織の一部を独立させ、自己責任の向上と効率的な業務執行を図るための独立行政法人制度が発足した。

こうした状況から国立大学の法人化に向けての動きが加速し、平成16年4月から施行される国立大学法人法が平成15年7月に可決成立するなど、国立大学の改革は急速な展開を見せている。

国立大学法人制度の概要

- 「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保
- 「民間的発想」のマネジメント手法を導入
- 「学外者の参画」による運営システムを制度化
- 「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行
- 「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

一方、公立大学においても、国立大学の動向を注視しつつ、関係都道府県や公立大学協会などで大学間の統合問題も含め、そのあり方が検討されてきたところであり、平成15年7月には地方独立行政法人法が可決成立し、平成16年4月からの公立大学の法人化が可能となった。

地方独立行政法人制度の概要等

制度の概要

- ・地方自治体の選択により、公立大学の法人化が可能
- ・「公立大学法人」に関する特例を設け、大学における教育研究の特性に配慮

制度のポイント

- ・基本的には、国立大学法人に準じた制度であり、ポイントは以下のとおり

目標による業務管理

中期目標・計画に基づき、計画的に業務を運営・管理

適正な業務実績の評価

学外の評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価

業績主義の人事管理

法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組み等を確立

財務運営の弾力化

企業会計原則により業務を運営

積極的な情報公開

中期目標、業務実績、評価結果等広汎な事項を積極的に公開

(3) 医療政策

近年、我が国は、少子高齢化が世界でも例を見ないスピードで進行しており、高齢者医療を支える医療保険財政に深刻な影響を与えている。

また、医療技術の急速な進歩と高度先進医療の普及、慢性疾患の増加等に伴う疾病構造の変化、情報化の進展、国民意識の変化など医療を取巻く環境は大きく変化している。

こうした変化に対応し、国民が安心・信頼できる質の高い医療サービスを効率的に享受できるようにするため、医療提供体制、診療報酬体系、医療保険制度など医療を構成する各システムを、大きく転換するための施策が講じられつつある。

(4) 国・地方を通ずる財政の悪化

我が国の国家財政は、バブル経済崩壊後の低成長・マイナス成長に伴い税収入が落込み、さらに景気回復を図るための大幅な歳出拡大による収支不足を国債等の借入金で賄い、その償還が財政を圧迫するという悪循環が続き、膨大な累積債務を抱えるなど、危機的な状況となっている。

地方財政も同様に、税収の落込みや累次の景気対策のために地方債を増発したこと等により、多額の借入金を抱えるなど財政構造が悪化し、深刻

の度を強めている。

本県においても、県税収入の落込みに伴い脆弱な財政力が年々低下していること、経済対策の実施による県債の償還が本格化していること等により、大幅な財源不足が生じており、持続可能な財政運営に転換するための「財政運営プログラム」を策定するなど、歳入歳出全般の見直しが進められている。

2、大学に求められているもの

20世紀後半の日本は高度経済成長を遂げてきたが、21世紀を前にして交通や情報手段の広がりをもたらした世界経済の「グローバル化」の荒波が押し寄せ、経済不況を招き、さらに地球環境や犯罪・テロ、新型感染症など地球規模での様々な問題に直面している。

20世紀から21世紀への世紀の転換期に、いろいろな社会制度の再定義が迫られており、古い制度と新しい制度の端境期で行先がよく分らない混迷の時代、空白の時代が続き、これまで人々の人生のよりどころであった制度や組織が大きく揺らいでいる。

こうしたことに対処するため、高等教育の役割が一層重要視されてきており、ユネスコの高等教育世界宣言（1998、10、9 パリ）で「高等教育の中心的使命及び価値、とりわけ社会全体の持続的発展と進歩への貢献という使命が、維持・強化され、さらに拡張されるべきこと」と謳われるなど、大学は、人類全体にとって一層困難な問題が生じてくると考えられる21世紀初頭において、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという重要な使命を従来にも増して果していくことが求められている。

また、地域においても、グローバル化、少子高齢化、高度情報化、高度技術革新、環境問題の多様化、地場産業の空洞化、雇用情勢の悪化など大きな環境変化を続けており、公立大学自身に対しても、二つの重要な構造転換の波、一つは、教育・大学改革の波、もう一つは行政改革・地方分権の波が打ち寄せてきている。

大学は、こうした変革に鋭敏に対応し、高等教育機関としての機能を地域とのつながりの中で形に表していくことが必要とされており、それが可能となるような大学改革が求められている状況にある。

第2章 和歌山県立医科大学の目指すべき大学像

1、県立医科大学の歴史

昔から「温故知新」と言われるように、県立医科大学の今後のあり方を決めるためには、過去の歴史を調べ、現状を把握した上で、新しい知識や見解を知ることが欠かせない。

過去の取組みにおいて、県の財政的な事情にもよるが、行政と大学間で団結した対応に欠けたのではないかということや、高等教育に対する県民の関心があまり高くなかったのではないか、という指摘もなされている。

こうしたことから、将来の大学のあり方を考える上で、今日までの経過も見逃せない要素であり、その歴史を振り返ってみることは意義があると思われる。

(1) 県立医科大学の沿革と変遷

本県の高等教育の歴史

我が国は、明治5年に学制改革を断行して近代国家建設の基盤を作り、戦後の昭和23年には再び教育民主化の改革を行って、教育の量的拡大に成功し、戦後日本の再建と経済的繁栄に寄与してきた。

その間、大正7年には、臨時教育会議の答申を基本として高等学校令の改正や大学令の制定が為され、全国の高等教育拡充の基となった。

戦前(旧制)の高等教育機関としては、大学、高等学校、専門学校、及び師範学校などの教員養成緒学校があり、明治時代における本県の状況は、明治15年に和歌山医学校を甲種医学校としたことを始め、明治21年には獣医養成所が創設された。

大正時代は、全国的に教育思潮が盛上がり、本県では、大正8年の実業補習学校教員養成所設置、大正11年の官立和歌山高等商業学校設立、大正14年の和歌山師範学校の再開などが為されたが、戦後の大学となった高等学校の設置は実現できなかった。

昭和時代には、昭和4年に和歌山県女子師範学校が設立された後、昭和18年の師範学校令によりすべての師範学校が官立とされた。

その後、戦前においては、昭和19年に和歌山青年師範学校が設置され、同年に和歌山高等商業学校が和歌山経済専門学校に改められ、さらに昭和20年には県立医学専門学校が設立された。

戦後、昭和23年に専門学校から昇格した県立医科大学が開校した。

また、昭和24年には、学制改革に伴い、旧制の大学、高等学校、専門学校、教員養成の緒学校を大学へ転換させ、これらの学校を統合して1府

県に少なくとも一つの国立大学を設け、それに教員養成の機能を持たせる基本方針が立てられ、本県では、和歌山師範学校、和歌山青年師範学校、和歌山経済専門学校を統一して新制和歌山大学が設置された。

さらに、昭和24年の新制高野山大学、昭和30年の和歌山信愛女子短期大学、同年の近畿大学短期大学部第二商経科が発足し、昭和38年には国立和歌山工業高等専門学校が設置されるなどして、今日の本県高等教育の基盤が作られた。

本県の医学及び医療の歴史的経緯

藩政時代から今日までの本県の医学・医療の歴史的経緯は、概ね次のとおりである。

ア、藩政時代

従来から、人々の病気の治療や医学教育は民間の力に負っていたが、正徳3年(1713年)に始めて公営による「講釈所」が創設され、その後、寛政4年(1792年)に医学講義を分離し「医学館」(後の医学校兼小病院の基盤)とされた。

この間、本県においては、華岡青洲が文化元年(1804年)に全身麻酔薬「通仙散」による乳がん摘出手術に成功し、さらに小山肆成が弘化4年(1847年)に「引痘新法全書」を著し、牛痘を接種して効果を挙げるなどの功績があった。

イ、明治

明治7年(1874年)に、県内の資力を受けて「医学校兼小病院」が創設されたが、明治9年(1876年)に県へ移管されて「和歌山県病院」となり、さらに明治15年(1882年)には文部省の医学校通則により「和歌山医学校」とされた。

その後、明治20年(1887年)には「和歌山医学校」を廃止し再び「和歌山県病院」とされたが、明治38年(1905年)には県財政の緊縮方針により「和歌山県病院」も廃止され、日本赤十字社和歌山支部が病院事業を継承した。

ウ、昭和

明治38年以来、本県は、医学教育・医療経営に直接携っていなかったが、昭和20年2月に県立医学専門学校の設置が認可され、その設立理由から、戦時下における医療要員の養成と本県の医師及び医療施設の不足に対応するものであったことが窺える。

戦後、国策により医学教育は全て大学教育でなければならぬとさ

れ、昭和22年6月に医学専門学校から昇格して和歌山県立医科大学予科として設置認可され、昭和23年4月には県立医科大学として開校した。

医大昇格における古武学長の抱負として「……私共の最も苦慮して居ることは技術方面のみでなく、人格方面から見て真に医師らしい、医学者らしい医学者を養成することに存する。教授側といはず学生側といはず全学一致殊に此方面に力を注ぎ到底物質だけでは叶はぬ人間修養に向って近く出来上らんとして居る学舎が其の道場となることを念願するものである。……」と述べられている。

その後、昭和27年2月に学制改革に伴う新制度による県立医科大学として認可され、昭和30年1月には進学課程を設置、昭和35年3月に大学院の設置認可、昭和40年4月には紀伊分校（進学課程）の校舎完成などの経過を辿り、また、病棟や診療棟、校舎等の新增築が行われるなど、新制大学としての整備が進められた。

この間、全国的な状況として、昭和20年代後半から公立大学設置者の財政負担の事情による国立移管の動きが活発になり、昭和26年から昭和41年にかけて13の大学が国立に吸収移管され、本県でも後述するような論議が為されたが実現には至らなかった。

また、昭和40年代後半から、狭隘化・老朽化した大学整備問題が検討され、昭和63年に現在地への移転が決定したことを受けて新大学の建設が進められ、平成10年には大学本部が完成、紀三井寺新キャンパスに移転し、平成11年に現在の施設と設備が完成した。

国立移管等の動き

国立移管等の経過については、概要次のとおり。（議会会議録等より）

昭和30年、40年代には、全国的に国立移管運動が高まる中、本県では、国立移管を進めていきたいが、現実には、財政問題、県民医療センターとしての役割問題、和歌山大学との調整問題などの課題が山積しているという状況にあった。

その後、新たな進展が見られない中で、昭和50年当時に、文部省から医科大学の存在しない県をなくすための一県一医大構想の考え方が出され、また、施設の設置基準が厳しくなるなど本県医大の国立移管にとって逆風となった。

昭和52年には、狭隘化、老朽化した医大の今後の対応を検討するため設置された「医大問題審議会」から、「現地再開発の方向」が答申された。

昭和55年に県の基本方針が出され、その内容は「国立移管と統合移転を進め、将来構想のための検討委員会を作る。また、国立移管期成同盟を設け、国と折衝する。附属病院の改築は現在地でスク

ラップアンドビルド方式で行い、将来、病院の性格の見直しがあっても県立病院で維持していくことを検討する。」とされたのに対し、大学では「スクラップアンドビルド方式については教育・研究・診療に及ぼす影響と工事中の減収のため反対」という考え方であった。

その後、県では、国立移管等の問題は将来構想検討委員会の結果を踏まえて対処するが、大学設置基準適合の問題、財政問題等により具体的な運動の促進は困難である、という立場がとられた。

昭和60年12月に「将来構想検討委員会」から最終答申が出され、その中で、国立移管については、国が行財政改革を推進している中で困難な状況にあり早期実現は期待できないが、今後国立移管が実現可能な規模、水準で施設等の整備を行い、長期的な展望に立って国へ働きかける、とされている。

昭和63年12月に、知事が、新大学を紀三井寺競馬場跡地に移転することを決定した。

平成5年6月には、国立移管については、文部省も国の財政が厳しい中で国立への移管は考えられないとの立場をとっており、現状では推進することが困難であるとの認識の下に一日も早い移転完了を目指している、という県の考え方が出された。

(2) 県立医科大学附属病院紀北分院の沿革

紀北分院は、昭和13年に伊都郡購買販売利用連合会が設立した紀北病院がルーツであり、その後、経営主体が和歌山県農業会などに変更され、さらに昭和27年には和歌山県指導厚生農業協同組合へと引継がれた。

昭和30年に、和歌山県がこれを買収し、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院として発足し、今日まで紀北地域の医療の中核としての役割を果たしてきた。

設立当時の木造平屋建の建物は老朽化のため、昭和36年から昭和48年までの間の増改築により鉄筋コンクリート2階建て造りに一新されたが、現在では、その建物も既に築後30年以上が経過し、老朽化や耐震性の問題を抱えるなど、早急な対策が必要とされている。

2、県立医科大学の現状

(1) 本県の高高等教育及び医療提供体制の特性

本県の高高等教育

戦時下に設立された医学専門学校や師範学校・経済専門学校が、戦後の学制改革に伴い、それぞれ和歌山県立医科大学、国立和歌山大学となり、さらに戦後間もなく学則改革により認可された私立の高野山大学を合わせた、三つの四年制以上の大学が、本県高等教育機関としての中心的役割を果たしてきた。

しかしながら、昭和25年以後今日まで、他の府県では私立大学を中心として四年制大学が新設されたことに比べ、本県での増加は皆無であり、結果的に高等教育機関数としては全国的に低位な状況にある。

このことは、高等教育を受ける上で量的に大きなハンデを抱えており、高校卒業生の多くが他府県の大学に入学する事態を招いている。

また、全国の公立の医科系大学は、昭和25年から47年にかけて国立移管された経過があり、現在では8大学となっており、県立医科大学はそのうちの一つとなっている。

なお、上記以外の四年制大学として近畿大学の生物理工学部が平成8年に打田町に設置され、また短期大学としては、和歌山信愛女子短期大学（昭和30年改称）と和歌山県立医科大学看護短期大学部（平成8年設置、平成16年改組転換により県立医科大学保健看護学部となる予定）がある。

本県の医療提供体制

本県の医療機関の量的状況を全国平均と比較すると、その特徴は、施設数及び病床数が多く、その半数以上が和歌山保健医療圏（和歌山市）に集中し医療資源が偏在していること、また開業医などの一般診療所の数が多いことが挙げられる。

反面、病床数300床以上の比較的規模の大きい病院は10病院、500床以上の病院は2病院（日赤和歌山医療センター、県立医科大学附属病院）と少なく、さらに、他の府県に見られるような地域医療の中核となる県立総合病院がないという状況にある。

こうしたことから、和歌山県立医科大学は、優秀な医療従事者を育成するという重要な役割を有すると同時に、県民へ良質な医療を提供する県民医療センターとしての使命を帯びており、県立医科大学の動向が県民の命、健康を左右すると言っても過言ではない。

(2) 県立医科大学が担っている役割

県立医科大学が担っている役割には、教育研修機能、研究開発機能及び医療提供機能があり、「教育研修機能」では優秀な医療人を育成し社会に輩出すること、「研究開発機能」では医学・医療に関する研究などを行いその成果を社会に還元すること、「医療提供機能」では本県唯一の大学附属病院及び県の中核的医療機関として県民の命と健康を守ることである。

教育研修機能

「教育研修機能」は人づくりそのものであり、学部や大学院において、学生や院生を対象に医学に関する学術知識を教授、研究するとともに、基本的診療能力を修得させるための卒後臨床研修の実施や地域で活躍している医師等に対する生涯教育の場の提供などを行っている。

ア、医師

学部教育では、1学年定員60人、6年間を通じて約360人の学生を対象に医学に関する学術知識を教授している。

また、大学院においては、高度な研究能力を有する研究者や指導者を養成するため4ヶ年の博士課程を置き、1学年定員31人、約100人の院生及び研究生・博士研究員約750名の指導に当たっている。

加えて、卒後臨床研修では、総合的な診療能力を向上するための診療科ローテイト方式を導入し、関係病院の協力も得ながら、毎年100人近い研修医を育成しており、さらに、学外の医師等に対しては、大学や講座で開催する研究会や研修会への参加等を通じて、レベルアップを図るための学習機会を提供している。

イ、看護師

附属病院内の看護師に対しては、院内において定期的に経験別・体系別・テーマ別の研修会を開催して看護能力の向上に努めており、県立医科大学看護短期大学部や他の看護師等養成所の学生に対しては、授業に講師を派遣するとともに看護の実践を通して学ぶための臨床実習の場を提供している。

ウ、医師、看護師、その他コ・メディカルスタッフ

生涯研修・地域医療センターにおいて、医師、看護師、コ・メディカルスタッフの生涯研修のための機会を提供している。

エ、一般県民

公開講座や健康教室を開催し、県民に生涯学習の場を提供している。

オ、紀北分院での教育

大学附属病院分院の教育研修機能として、医療関係者等に対して医学教育、看護教育、救急救命士教育、生涯学習などの機会を提供している。

医学教育では、本学1年生を対象にした初期臨床体験学習、プライマリケア（初期医療）を中心として行う卒後臨床研修（総合診療）、それ以外に自治医科大学卒業生、関連病院に出向中の研究生・博士研究員、大学院生などに対する臨床研修を実施している。

また、看護教育では、県立高等看護学院の生徒を対象に講師を派遣するとともに、分院で実習指導を行っている。

さらに、救急救命士教育として、伊都消防組合の職員を受入れて就業前・就業後教育を行っており、生涯教育としては、伊都医師会会員との勉強会の開催、情報ネットワーク活動、分院情報誌の発行、市民公開講座の開催などを行っている。

研究開発機能

「研究開発機能」では、各教室や先端医学研究所において、分子医学的研究、細胞内情報伝達系の研究、遺伝子レベルの解析などの基礎的研究や、疾患の原因解明、新しい診断法と治療法の開発などの臨床的研究、さらに県民の健康づくりや疾病予防などの社会医学的研究を実施している。

ア、大学院等での研究

大学院医学研究科（博士課程）で、大学院生及び研究生・博士研究員が、教員の指導を受けながら高度で専門的な研究を行っている。

また、先端医学研究所では、医学研究、医療情報の研究及びガンの集学的治療を支援している。

イ、県内企業等への技術協力

本県の「きのくにコンソーシアム研究開発」に参加して、県内企業の独創的な技術、製品の開発を支援し、事業化に向けた共同研究を実施するなど、産学官連携に取り組んでいる。

ウ、厚生労働大臣から承認された高度先進医療

がん治療のための、「活性化自己リンパ球移入療法」及び「SDI法による抗ガン剤感受性試験」が、厚生労働大臣から最新技術による高度先進医療として承認され、その取扱い病院となっている。

エ、紀北分院での研究

紀北分院の研究機能として、地域に多い高齢疾患、悪性腫瘍、救急医療、難治性疾患などの一般的研究を行っている。

医療提供機能

「医療提供機能」では附属病院を経営しており、一般的な医療需要に対応するとともに、県の第三次医療機関として、他の医療機関と連携して高度かつ専門的な医療の提供や技術開発、救急医療などに当たっており、本県の「県立中央病院」的な役割を有している。また、県内の公的病院等の医師確保を図るための中心的な役割も担っている。

ア、附属病院の規模と主な役割

現在の建物は、平成11年5月に新設し、充実した最新の設備を備えた病床数800床（一般病床760床、精神病床40床）の病院である。

また、大学全体の職員数は、1,208名（平成15年6月現在）で、そのうち附属病院は919名となっている。

本県の中核的医療機関として、一般的な医療から高度な医療まで県民の様々なニーズに対応しており、患者数は平成14年度で、一日当り、外来約1,383人、入院約710人、合わせて2千人を超える患者の診療に当たっている。

主な役割は、本県の第三次医療機関として、特定機能病院の承認を受け高度で特殊な診断・治療に対応するための機能を有し、さらに二次保健医療圏である和歌山保健医療圏の基幹病院として、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院及び済生会和歌山病院と連携して一般的な医療サービスと広域・専門的な保健医療サービスを提供している。

また、地域医療を支えている公的病院等への医師派遣やへき地に勤務する医師確保のため、関係医療機関との連携を進めている。

その他、24時間体制での患者受入れ・集中治療室の設置・ドクターヘリの配備等を行う救命救急センターとしての機能、災害時における医療救護活動の中核施設としての基幹災害拠点病院の機能、エイズ治療拠点病院、非血縁者間の骨髄採取や移植の施設認定、緩和ケア病床の配置、

総合リハビリテーション施設等々の機能を有し、県民のための医療に貢献している。

イ、紀北分院の規模と主な役割

紀北分院は、県立医科大学附属病院の分院として、伊都郡かつらぎ町に所在し、紀北地域住民に医療サービスを提供している。

診療科は、内科、外科、小児科、脳神経外科、整形外科、産科・婦人科、耳鼻咽喉科、眼科であり、病床数は許可病床数194床となっているが建物の構造上の理由等により実際の稼働病床数は159床である。

また、職員数156名の体制で診療に当たっており、患者数は平成14年度で、一日当たり、外来約370人、入院約97人となっている。

役割としては、橋本保健医療圏において、一般的な医療を提供するとともに、基幹病院、二次救急医療機関及び災害支援病院として位置付けられており、中核的な二次医療機関として地域医療に貢献している。

なお、橋本医療圏における第二種感染症指定医療機関としての機能も有しており、SARSなどの感染症への対応施設となっている。

3、県民の視点

前述したように、大学の知識を活用しての社会貢献が強く求められ、全国の大学においては、経営の効率化を進めながら個性や長所を發揮できる施策を実施するためにしのぎを削ろうとしている状況にある。

また、少子化に伴い学生数が激減する傾向にあり、特に医科系大学では、平成16年からの医師卒後臨床研修の必修化に伴う卒業生自らの研修病院選択制度が開始されることなどから、大学の魅力をアピールして優れた学生を確保するため、生き残りをかけた競争が展開されようとしている。

こうした状況下で、県立医科大学が県民の期待に応え地域貢献を高めるためには、先ず、大学組織としての権限を強化し、自己責任のもとで自主的・自律的な活動の展開が可能となる土壌づくりが必要である。

その上で、地域や県民、学生のニーズに合致した、和歌山県立医科大学ならではの特色や個性の發揮に向けての目標を明確にし、職員一人ひとりがその達成に取り組んでいかなければならない。

具体的には、以下に掲げるような取組みを一層強化するとともに、県民とのコミュニケーションを深め、「開かれた大学」とならねばならない。

(1) 地域医療に果すべき役割

急速な高齢化に伴う高齢人口の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造への変化、医療に関する情報量の拡大などにより、県民の健康への関心が高まっている。

こうした中、県民は、患者の人権や生命の尊厳を尊重した医療や、QOL（生活と人生の質）を重視した医療サービスを望んでおり、それに応えるためには、患者の視点に立った仕組みや人づくりが従来にも増して必要となっている。

また、医学・医療技術が格段に進歩したことに伴って、高度先進医療を提供する第三次医療機関に対する期待が益々高まっており、同時に、医療が専門化・細分化の傾向へと進む中で、生活習慣病や様々な疾病を抱える高齢者等が増加している状況もあり、総合的な診療のできる医師の育成も求められている。

特に、和歌山の地域性を鑑み、県民がどの場所でも一定レベルの医療を受けられるような、県全域へのバランスのとれた医師供給が重要となる。

さらに、これからの医療は、病気の予防や退院後の治療、生活支援など、予防や福祉へ視野を広げた保健・医療・福祉の連携活動が必要になると考えられる。

(2) 求められる人材

県民は、地域に貢献できる人材を求めており、大学は、学部教育や卒後

臨床研修などで学び修得した医学知識や医療技術を駆使できるとともに、地域的な課題や社会的な要請を理解できる能力を有し、さらに一人ひとりの命を尊ぶ豊かな人間性と高い倫理観を備えた医療人を育成しなければならない。

同時に、地域に密着した大学としての特性を活かして日々の医療の中から新たな課題を発見、解決し、その研究成果を県内外に発信するとともに臨床への応用展開や学際領域の発展に寄与できる人材の育成も重要である。

(3) 産学官連携等

県立医科大学では貴重な研究が為されているにもかかわらず、それを地域に還元するための産学官連携システムが確立されているとはいえず、地域経済の活性化に結び付きにくいという現状にある。

今後、より一層の社会貢献を図るためには、研究開発成果の帰属と利用のあり方、さらに知的財産から生れたロイヤリティ収入を大学の活動に還元する具体的方策などについても検討していく必要があると考えられる。

また、産学官間の対話や研究者間の交流を促進することも重要であり、その際には、社会的な疑惑を招くことなく公正に行われるよう、明確な基準の設定や大学教員の研究活動の学内外への情報発信など、透明性の高い制度・運用を構築し、より一層の地域貢献を図ることが求められる。

(4) 県民に信頼される大学

近年、医療に関する事故や事件が数多く報道され、国民の医療に対する信頼感が失墜しており、また、大学に対しても何をしており、何をしようとしているのか、世間一般から見えないという声も少なからずある。

県立医科大学が県民から信頼されるための基本は、県民の税金で支えられていることに対する説明責任を全うすることであり、大学の業務内容の公開に努め、果している役割を県民に分りやすく知らせなければならない。

また、県民とのコミュニケーションを深め、県民のニーズを知ることが重要であり、大学の機能を活用して、地域住民や市町村等が必要としている知識や情報を積極的に提供するとともに、大学の施設を地域に開放することなども求められる。

(5) 県財政との関係

本県の財政事情は、前述したように困難な財政運営を強いられており、さらに、今後も、国の行財政改革に伴う地方への影響が予想されるなど、厳しい状況が続き、限られた財源を効率的に使用することが強く求められている。

県立医科大学が、厳しい財政環境の中で、より一層の地域貢献を果たす

めには、徹底したコスト管理を行い、重点分野への財源投入を図らねばならず、そのためには、病院経営や情報技術などのプロフェッショナルを配置するなどして経営内容をチェックできるシステムを作るとともに、外部資金の有効活用、管理業務の外部委託化、業務執行方法の工夫など歳入歳出全般の見直しを行う必要がある。

また、現在、県との負担区分を明確にするための確たる繰入基準が作成されておらず、そのルールづくりも重要である。

(6) 紀北分院の課題

地域医療の提供

紀北分院を取巻く環境は、種々の医療制度改革に伴う診療報酬の引下げや医療技術の多様化等に加えて、道路交通網の発達による医療機関選択幅の拡大など大きく変化してきており、病院経営に対する影響は厳しさを増している。

また、分院の周辺エリアでは近隣病院等が充実しつつあり、特に、平成 11 年 4 月に公立那賀病院が新築オープン（病床数を 153 床から 300 床に増床）し、橋本市民病院では平成 16 年秋の移転新築（病床数を現行 250 床から 290 床に増床予定）に向けて、現在建設工事が進められている。

こうした環境の下で、分院の患者数の動向は、入院一日当りでは、平成 6 年度の 139 人をピークに減少し、平成 14 年度では 100 人を切るなど、稼働病床に対する利用率は 63% と極めて低い状況となっている。

また、外来でも、平成 8 年度の 485 人から毎年減少し、平成 14 年度には 370 人となっている。

一方、公立那賀病院では、平成 11 年の新築以来患者数が大幅に増加し、分院で減少した患者の大半が診療先を変更したものと推定される。

こうしたことから、紀北地域の医療需要に対する紀北分院患者数のシェアは年々縮小しつつあり、今後、地域の医療ニーズに貢献するためのより一層の工夫が求められる。

さらに分院の地域別患者割合を見ると、かつらぎ町の住民が半分を占め、県民全体の利益に資することのできる方策を一層強化する必要がある。

病院経営の状況

紀北分院の経営の状況は、歳入面では、ここ数年診療収入の減少が続き、平成 14 年度では約 20 億円となり、ピーク時の平成 8 年度より約 8 億円も減少している。

また、歳出面では、経常経費の節減努力等により減少傾向にあるものの、人件費が診療収入の 2 / 3 を占めるといった典型的な赤字体質となっている。

このため、歳入と歳出の不足分を県からの繰入金で補てんする状況が続

いている。

県との負担ルールの確立や外部委託化の必要性などの問題があるが、病院経営の抜本的な見直しを行わなければ解決できない事態に至っている。

教育研修の状況

前述したように、紀北分院では、医師の卒後臨床研修や看護師の教育実習など様々な教育研修を実施しているが、より優秀な医療人を育成するためには、大学全体の教育研修システムの中に位置付け、教育研修の方法や内容等について工夫・改善する必要がある。

特に、医学教育においては、近年の疾病構造の多様化・複雑化に対応して、地域医療に貢献できる幅の広い医師の養成が喫緊の課題となっている。

(7) 新たな組織づくり

医科系大学は、大きな環境変化の中で、大学運営、地域医療、教育・研究など様々な面で、あらためてそのあり方が問われており、県立医科大学が変化に即応して地域貢献を高めるには、旧来の組織のままでは時代の要請に応えられないという面が現れてきている。

これまで以上に厳しい運営体制の改善が必要となっており、そのためには、以下のような課題などに積極的に取組まねばならない。

大学組織の権限と責任の曖昧さを解消し、抜本的な改革やスムーズな意思決定が可能となる組織とすること
医局講座制は、教授に実質的な教育・研究・診療面での権限が集中しているため、「大学組織としての意思決定が困難」、「部門間の連携が不十分」、「人事が硬直化」などの問題があり、これらを改善するための新たな対策が必要であること
県民や外部有識者の意見や知恵を吸収して視野を広げ、大学の一層の活性化につなげること
努力している職員を正當に評価できる人事システムがなく、職員のやる気を起させるような仕組みづくりが必要であること
特に、教員の評価については研究が偏重されているが、教育や診療面での評価を取入れ、これを人事や給与に反映すること
事務職員は、県の人事ローテーションにより2～3年程度で入れ替るため、大学運営や病院経営に関する専門性・企画性に欠ける面があり、これを改善すること

4、県立医科大学が進むべき方向

— ミッションとビジョンの明確化 —

1、ミッションとビジョンの共有

ミッションとは、大学が社会に果たすべき使命、即ち大学の存在意義そのものであり、ビジョンは、大学の目指す将来の到達目標を職員や社会に対して表明したものである。

これらは職員の行動規範となるものであるが、今までは共有されたものがなく、職員に意識されてこなかった状況にある。

今後、和歌山県立医科大学が飛躍、発展するためには、大学を取巻く状況の変化に対する的確な認識を持ちながら、社会的使命を明確にすることにより県立大学としての存在意義を示し、それを果していくことが求められる。

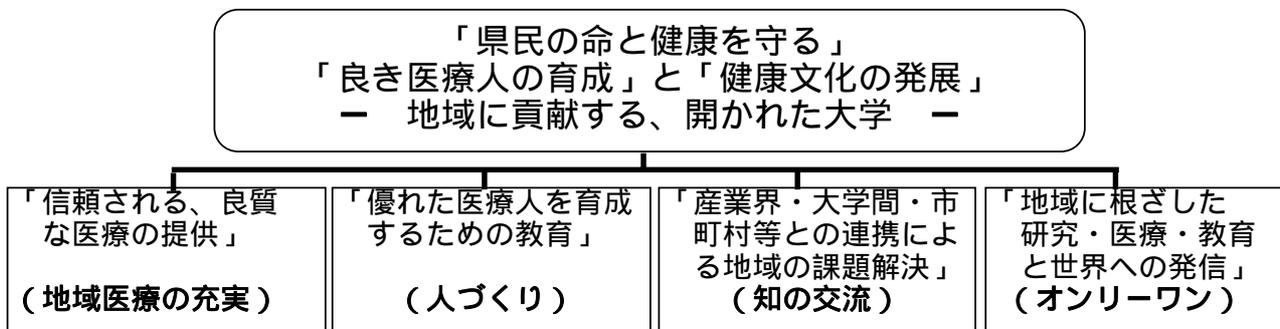
そのためには、明確なミッションとビジョンに基づいて、各部門や職員個々の目標を定め、一致団結してそれを達成できる仕組みづくりが必要である。

県立医科大学の使命を考える基本は、「県民が主人公」の観点に立つことであり、県民が大学に何を求め、それに応えるために大学として何ができるかということである。県民は、「信頼される、良質な医療の提供」を期待していると考えられ、県立医科大学は、附属病院の経営を通じて充実した医療サービスを提供すると同時に、優れた教育・研究により良き医療人を育成・輩出して、県民ニーズに応えていくことが基本となる。

さらに、病気の予防から病後のケアまでの、人間の生涯を通じた心身の健康を守るための広い意味での医療が求められており、こうしたことに対応して、本県の「健康文化の発展」に貢献することにより、県民と共に繁栄する道が大きく開かれるものと思われる。

このことから、県立医科大学のミッションは、「県民の命と健康を守る」ために「良き医療人の育成」と「健康文化の発展」に取り組むことを基本とする必要があると考えられ、「地域に貢献する、開かれた大学」として世界に発信することが重要となってくる。

ミッションとビジョンのイメージ図



2、地域に貢献する大学

県立医科大学として、地域に貢献することが第一の使命であり、国立大学よりもその比重ははるかに大きく、広く和歌山県民が「医大があって良かった」と思えるような大学にならなければいけない。

近年、「顧客満足」の視点が重要視されており、県立医科大学にとって、第一義的な顧客は患者と学生であり、この人たちに良質なサービスを提供し、ニーズを満たすことが強く求められている。

その生の声を聞き、サービスの質の向上を図り、それによりスタッフの満足感が得られ、やりがいのある仕事となっていくことが大事である。

さらに一歩進めて、県民の健康づくりや地域産業の発展などの地域振興への取組みも要請されており、今後より一層、幅の広い展開が期待されている。

大学人は、医療・教育・研究という三つの重要な役割に対して日夜懸命に努力しているが、「和歌山の医療は我々が守る」という気概を新たにし、公人としての意識を高め、地域貢献に活躍することにより、県民と共に歩む大学とならねばならない。

同時に、県立医科大学が限られた財源の中で合理化・効率化を進め、県民益に寄与できる分野への財源の重点投入も要請されていることから、設置者である県は、大学の果たしている役割を評価し、地域貢献できる安定した基盤を確保できるよう財政や運営面などで支援しなければならない。

3、開かれた大学

大学が県民に愛され、親しまれ、尊敬されるためには、県民とふれあう機会の最も多い医療や教育サービス提供の現場で、患者や学生と心の通じ合える人間関係を築くことが必要であり、さらに、地域で活躍する医療関係者や一般県民との交流の機会を広げるとともに可能な限り大学施設を開放することも求められる。

また、大学の目指すべき方向が県民に理解され、支持されるためには、ミッションやビジョンを県民に分りやすく示すとともに、合わせて、目標への取組みやその達成状況、医療・教育・研究の内容、患者の視点に立った診療情報など、県民が必要とする情報を積極的に公表して、説明責任を十分に果たすことが重要である。

さらに、外部の意見を反映することが大事であり、県民や知識人との交流を深める中で、その意見を聴くことは勿論であるが、大学の意思決定組織へ学外の有識者を参画させることや、大学業務を執行する上で専門家の知識やノウハウを吸収することなどが必要である。

— ビジョンの具体化 —

1、地域医療の充実

本格的な高齢社会の到来を迎え、生涯にわたって健康で安心して暮せる社会づくりを願う県民の期待は一層高まっている。

こうしたニーズに的確に対応するためには、以下のことを充実・強化しなければならない。

患者の視点の尊重

医療問題に関連するニュースが頻繁に報道されるなど国民の医療に対する関心が高まっており、医療関係者が一方的に診療内容を決定する時代から、患者の意思を優先することが重要な時代となっている。

こうした中、県立医科大学の医療に対する信頼を確保するためには、医師、看護師及び コ・メディカルスタッフ一人ひとりが常に患者の視点を尊重した診療に心がけるとともに、以下のような取組みを進めていく必要がある。

医学や医療技術が専門分化へと進む中、全人的かつ包括的な医療を提供できるよう総合診療体制を整えること
県民が容易に診療内容に関する情報にアクセスでき、医療機関や治療方法を自ら選択できる環境整備を進めること
患者が自分で決める納得の医療を受けられるよう、インフォームドチョイス（説明された上での選択）を充実すること
附属病院の活動状況について、日本医療機能評価機構等の第三者評価を受審し、その結果を公表すること
電子カルテの導入や医療診断情報システムの活用等、医療におけるIT化施策を確立し、推進すること

本県医療レベルの向上

県立医科大学は県民医療の核として県内医療機関をリードし、県全体の医療レベルを向上することが強く期待されており、設置者としての県のサポート体制の充実や保健医療行政との連携・協力を高めることは勿論であるが、大学としても次のような項目について積極的に取り組むことが必要である。

公的医療機関等への医師派遣について、地域のニーズを考慮した上で、医局単位ではなく大学全体としての派遣計画を策定し、それを適正に実行できるシステムづくりを行うことにより、地

域医療を支えられる人材を供給して、県全体の医療水準を向上すること
また、そのためには、関係機関と積極的に医療情報の交換等を行うこと
医療機関相互の役割分担など地域医療連携のあるべき姿を模索し、県民が受診しやすいシステムを構築すること
県内の医療機関が、医療に関する情報化の進展、E B M（根拠に基づく医療）の推進、診療報酬の包括払いなど医療環境の変化に対応できるよう、県の中核的医療機関としての立場からリードしていくこと

2、人づくり

「組織は人なり」と言われており、人材の育成は、基本的には教員の姿勢によるところが大きく、良い学生を育てる熱意が教員に無ければ、如何に立派な制度を作っても上手く機能しないものである。

その基本に立った上で、県立医科大学では他の大学にない研修が受けられる、地域医療にも強くなれるなどの特色のある教育を行い、人々から「和歌山県立医科大学の教育を受けた医師は素晴らしい」と言われるような大学を目指すべきである。

学生重視の学部教育

人づくりは健全な社会を構築するための基本であり、特に学生時代は、将来の優秀な医療人となるための第一歩という極めて重要な時期に当る。

近年、医療技術が格段に進歩し、授業内容も高度化、多様化の傾向にあるが、医療人として何よりも必要なことは、「医は仁術なり」の喩えにあるように、優れた人間性と豊かな感性を身につけることである。

今後、少子化の進行等に伴い、大学間競争の激化が予想されており「学生に魅力のある大学づくり」を進めていかなければ他の大学に遅れをとることとなる。

こうしたことから、学生の視点に立った教育・研究を行い、教員に対する信頼感を高めるため、以下のことに取組んでいく必要がある。

総合的な診療能力を身につけられるよう、卒前・卒後を一貫した、体系的な医師教育システムを作ること
教養教育をより充実し、優れた人間性と豊かな感性の涵養に努めること
学生の視点に立って、教育・研究の内容や方法を工夫、改善すること

教育を個々の教員まかせにせず、全学的な取組みとすること
教員の授業能力の向上を図るとともに、学生側からの授業評価
制度を導入すること

大学院教育の見直し

現在、医学・医療技術の進歩に対応するため、大学院医学研究科の再編整備が検討されている状況にあるが、大学のミッションを実現するための一環として大学院教育を位置付けることが重要であり、人材育成や地域貢献などの目標を確立した上で、教育・研究の方針を築かねばならない。

また、看護師や、理学療法士・作業療法士・薬剤師などのコ・メディカルスタッフの卒後教育の受入れが可能となるような再編整備も合わせて検討する必要がある。

魅力的な卒後臨床研修

卒業生の県内定着率が低い状況にあり、また、少子化に伴い学生数が減少していくことなどから、優れた医師や学生を確保することが喫緊の課題となっており、さらに平成16年4月からの卒後臨床研修の必修化に伴い、医科大学卒業生の全国的な獲得競争もスタートする。

優秀な医師や学生を確保するためには、如何に魅力ある教育研修システムを構築できるかということが重要であり、県立医科大学の特色あるシステムづくりに向けて大学全体で知恵を絞らなければならない。

3、知の交流

県立医科大学は、地域医療における教育・研究の拠点として、大学の保有する知識やノウハウを地域に還元することにより、県民の健康づくりや本県の文化と産業振興に貢献することが期待されている。和歌山県の地域特性や県民のニーズを考慮して目標を定め、その達成に向けて県立医科大学の機能を最大限に活用しなければならない。

また、その際、産業界や、他大学などの研究機関、行政等に大学の情報を積極的に提供するとともに互いに密接に連携・協力していくことが重要である。

産学官連携

現在、県では、大学等の技術を県内企業へ移転することにより、独創的な技術・製品の開発支援や、事業化に向けた共同研究を推進するための、「きのくにコンソーシアム研究開発」制度を設けており、県立医科大学もこれに

参加している。

企業、研究機関や行政等が抱えている課題に大学の知恵がミックスされることによる新たな発見が期待されることであり、大学としての研究成果の活用ルールを整備し、こうした共同研究や受託研究に積極的に取り組むことが求められる。

なお、研究を実施するにあたっては、その研究が県民ニーズにどう繋がるのか、研究の費用負担をどうすべきか、などに留意するとともに、優先順位付けを行う等予算の重点配分にも努める必要がある。

大学間連携

本県では、県内8ヶ所の高等教育機関が連携・協力して、地域への貢献と魅力発揮を目指すための「高等教育機関コンソーシアム和歌山」が設置されており、学生が他大学の講義を受講し単位を取得できる単位互換や、共同公開講座、科学教室等の開催などを行っている。

教員や学生同士の交流を活発にし、大学の知恵を結集すれば、一層の地域貢献が可能となるものであり、今後、学際的領域の共同研究などの取組みを積極的に進めることが望まれる。

保健・医療・福祉などの関係機関との連携

本格的高齢社会の到来や介護保険制度の導入などを背景にして、住民への保健や医療知識の普及・啓発、地域保健福祉活動への参加、高齢・障害者のための機器や用具の開発など、様々な面で地域の保健・福祉の向上に努めることが求められており、保健や福祉に関連する機関との連携活動を促進することが必要である。

また、保健・医療・福祉の分野は行政だけではなく、企業、NPOを含む地域の諸団体、ボランティアなどが参加していることから、「協働」の仕組みづくりも考慮することが望まれる。

4、オンリーワン

和歌山ならではの...

県立医科大学の存在意義を高め、激化する大学間競争を乗切するためには、地域に根ざし、地域の要請に応える特色づくりや個性の発揮が求められる。

和歌山ならではの研究・医療・教育上の課題を探求し、解決していくことが、県民の幸福に繋がり、大学自身が飛躍、発展する礎となる。

基本的なスタンスとしては、県立大学であり、また県内唯一の医科大学として、県民及び地域医療と密着した研究・医療・教育を目指すべきであり、

その中から、光り輝くオンリーワンを創出していくべきである。

また、それを和歌山から全国に発信することにより、和歌山県立医科大学の評価を高め、魅力ある大学として認識されることになる。

そのためには、教職員の知恵を結集し、大学が一丸となって取り組むことが不可欠である。

健康文化の発展

今日、医療の内容は日進月歩の進歩を遂げているが、同時に医療の多様化・複合化が進み、対象となる疾患によっては到底単独の医療従事者では対応しきれず、複数分野の関係者が対処しなければならない医療へと発展してきた。

また、高齢化の急速な進展や健康に対する社会的ニーズの高まりに伴い、病気を予防して健康を守る保健、病気を癒す医療、退院後など障害のある人をケアする福祉、これら三つの役割を統合した対応も必要になっている。

県立医科大学は、このような患者ニーズの多様性・独自性に対応するとともに、地域住民の健康を増進・維持していくために、情熱を持った従事者を養成することは勿論のこと、医療・保健関係分野の学問的体系の構築などによる健康文化の発展に寄与することが必要である。

そのためには、様々な専門分野の人材が集って相互に協力することが不可欠であり、例えば、以下のように本県の高等教育機関などとの連携を高めることにより、和歌山ならではの個性的なシステムづくりが可能となる。

和歌山大学の教育学部生涯学習課程等と連携して、患者に対する音楽療法や健康づくりのための運動指導の有用性などの調査・研究を行うこと

高野山大学の社会福祉・社会学科とともに、保健・医療・福祉連携のあり方等の調査・研究を行うこと

信愛女子短期大学の生活文化学科（食物栄養専攻）と連携して、患者の疾病に応じた食事や健康食などについての調査・研究を行うこと

平成16年4月に看護短期大学部の改組転換により設置する、保健看護学部において、多様化、高度化する健康・福祉ニーズに応えられる資質の高い保健看護専門職を育成するとともに、地域の保健看護活動と連携することにより、この分野に関する教育・研究・研修における本県の中核機関としての役割を果たすこと

— 基盤づくりと改革の具体策 —

県立医科大学が「地域に貢献する、開かれた大学」となるためには、以下に掲げるように大学自身の基盤を確固たるものとした上で、職員が一丸となって大学のミッションとビジョンの達成に向けて取組まねばならない。

(1) 組織・運営の活性化

権限と責任の明確化 / 学長のリーダーシップが発揮できる体制づくり

大学には「教授会自治」があり、大学の重要事項を決定する上で多数の構成員の同意を必要とすること、意思決定段階が重層的であること等から、前例にとらわれない思い切った改革や機動的な組織運営ができにくく、また、多数であるが故に権限と責任が曖昧という問題点がある。

大学の社会的役割をより一層果たすためには、組織としての機能を十分に発揮する必要があり、そのためには、学長や部局長などの役職員それぞれの権限を明確にし、責任がとれるような体制とすべきである。

特に、病院長は医療法上の病院管理者として医療全体の責任を負っているが、同時に診療科長や講座の教授も併任しており、病院長の職務に専念できない状況があることなどから、病院長の権限と責任を明確にして病院の管理運営に関する意思決定の最終責任者としての役割を果せるようにしなければならない。

こうしたことから、現行の制度を抜本的に改革して大学の長としての学長が強力なリーダーシップを発揮し、迅速かつ機動的な組織運営のできるような体制とすることが重要かつ不可欠である。

同時に、大学の多様な課題に的確に対処できるよう、業務に精通した人材を配置するなど、学長の補佐体制を充実・強化することが求められる。

また、多数の委員会等が設置されているため、教職員がその会議に時間を取られるなど本務である診療・教育・研究活動に支障を来している面があり、会議の数や役割などそのあり方を根本的に見直すことも必要である。

医局講座制の廃止

我が国の医科系大学には「医局講座制」という独特の仕組みがあり、この制度は教授を頂点とした縦割組織であり、教授が人事権や診療方針の決定権などを掌握しているため、組織間の横断的な連携や教員の自由な活動ができにくい状況となっている。

また、人事や診療・教育・研究の運営面における閉鎖性は、大学組織とし

ての一体的な意思決定の困難を生み、学生・患者の視点に立った教育・診療の妨げ、公的病院等への医師派遣決定の不透明さなどの弊害の一因となっている。

一方で、医局講座制は、専門特化した医療技術への対応などに適しているという一面があると言われているが、抜本的な改革を進めるためには、これを廃止し、診療・教育・研究の分野ごとに組織を再編成するなどにより風通しの良い組織づくりをしなければならない。

民間的発想を導入するための人材登用

大学に新しい考え方を取入れ、組織をより活性化させるためには、大学運営に民間的な発想とノウハウを導入することが重要である。

また、医療・教育・研究それぞれの専門分野においても、先進的な優れた知識や技術を有する教員等を招聘して、大学全体の力量を向上させることも肝要である。

さらに、事務部門においては、事務職員が2～3年程度で入れ替るため、病院経営や教学運営などのプロが育たないという状況があり、大学や病院の業務に精通し、企画力に富む専門職能集団としての機能を発揮できるような組織としなければならない。

そのためには、経済界や教育界等で活躍している人材を登用することが求められ、任期制や公募制の積極的な導入や、有能な研究者等を短期間招聘するための年俸制の採用を図るなど、教職員の多様性・流動性を高める仕組みづくりが必要である。

チーム医療の充実

慢性疾患の増加や、高度化・複雑化する医療環境下において、患者の持つ問題は、医学的なものだけでなく精神・心理的な問題、家族やその周辺も含む社会・経済的な問題など広範囲にわたる。これらの問題を効果的かつ効率的に解決するためには、医師だけではなく看護師・薬剤師・医療ソーシャルワーカーなど各種の専門職の役割分担とその有機的統合によるチーム医療の推進が今まで以上に重要となる。チーム医療充実のためには、診療科や職種の垣根を越えた連携が円滑に行われるような体制を構築する必要がある。

教育・研究面の連携

学生が理解しやすい内容・方法を確立するためには、体系的なカリキュラムづくり、教授方法の統一性の確保、組織的な教員の能力開発などを行うとともに、教員同士の連携を一層高める必要がある。

また、研究においても、講座間の壁を取払い、重複する研究内容を共有するなど、互いに協争（協力しながら、相互批評などを行い争うこと）のできるような環境づくりをしなければならない。

なお、先端医学研究所を一層活用することにより、全学的なプロジェクトに取り組むことも重要である。

（２）自主性・自律性の発揮

規制緩和（県関与の最小化）／人事・財政システムの弾力化

公立大学には、地方公務員法や地方自治法などによる人事や財政面での規制があるため、地域に貢献する上で大学としての自由な活動が制限されるという状況にあり、また、大学業務を遂行する上でも、県との連絡・調整で制度的に煩雑なところがあり、その執行に多大な労力を要している。

大学が、地域の要請に応え、その機能を最大限発揮していくためには、人事面の諸規制を大幅に緩和して弾力的で多様な制度を実現することにより、大学の裁量を拡大し、より柔軟な職員定数管理・雇用形態・給与体系・勤務時間体系を導入することが必要である。

また、財務の面でも、予算編成や予算執行段階での変更手続等、県の事前関与が厳しいことや長期的な財務運営が困難であることなどの問題があるが、効果的・効率的な運営が可能となるよう、大学の自主性・自己責任を大幅に高めるためのシステムを導入することが必要である。

（３）適正な評価システムの確立

大学の目標づくりとそれを評価する仕組みづくり

大学のミッションを適正に遂行するためには、それに基づいた目標や計画を策定し、その達成状況を正當に評価するとともに、評価結果を反映した改善が為されるようなシステムづくりが欠かせない。

そのためには、大学全体の目標、各組織ごとの目標及び職員一人ひとりの目標に対して、いずれも計画～実行～評価までの各段階の実施状況を客観的に判断した上で、その業績に応じた報酬など、インセンティブを与えることが重要である。

外部評価制度の導入

大学の業績を客観的に評価するためには、大学自身の自己点検・評価に加えて第三者からの評価制度を導入することが肝要であり、さらに大学の努力に報いるため、評価結果を県からの交付金に反映させることも重要である。

自己点検・評価を実施するにあたっては、できる限り相互評価のできる仕組みを取入れ、自己満足に陥ることを避ける配慮が必要である。

また、第三者評価にあたっては、大学運営に高い識見を有するメンバーで構成される評価組織を県に設置して総合評価を実施するとともに、教育・研究に関する事項については、専門的な観点から評価のできる大学評価・学位授与機構や大学基準協会などの外部機関を活用することが求められる。

人事評価システムの導入

大学の目標や計画の達成如何は、職員一人ひとりが存分にその実力を発揮できるかどうかにかかっている。そのためには、切磋琢磨できる環境づくりを進め、仕事に対する意欲を向上させることが必要であり、職員個々の能力や業績を適正に評価し、給与や処遇に反映できるシステムを導入していかなければならない。

特に、教員については、研究偏重主義に陥りがちな昇進制度を是正し、診療や教育面での貢献を適正に評価することが重要である。

また、教授は、一度教授になれば定年までそのポストに居り続けるという制度になっているが、これを是正して、任期制を導入することや、定期的に評価して途中での交替が可能な仕組みを検討すべきである。

(4) 説明責任の遂行

業務内容の透明化と情報開示

前述したように、県立医科大学が改革するにあたり先ず重要なことは、県民や患者、学生に対して大学の業務内容を透明化することにより、信頼感を高めることである。

そのためには、大学の目標や計画、その達成状況、第三者評価の結果、財務の状況は勿論のこと、医療・教育・研究の内容など県民が知りたい情報を積極的に開示できるような環境づくりが重要である。

大学経費と県負担の明確化

国や県の財政状況がますます厳しくなる中で、コスト管理の徹底や施策の成果重視などを行い、効率的な行政サービスを提供することが強く求められている。

こうした中で、県と大学の間においても、県からの交付金が効果的・効率的に使用されるとともに、その内容を明瞭にして県民に分りやすく説明できるようにしなければならない。

そのためには、現行の官庁会計方式を改め、コスト分析が可能で資産の状態が把握できる企業会計方式などを導入し、大学の経費と県の資金（県民の税金）との関係を説明できる内容とすることが求められる。

（５）法人化の必要性

県立医科大学は県の行政機関の一つであるために運営上の様々な制約があり、その一方で教育・研究の性質上、大学自治が重んじられる必要があることから、中途半端な運営組織であることは否めない。そのために、大学としての主体性が発揮されにくく、「親方日の丸」的な意識が少なからず存在している。

また、前述したように、人事や財政面において、地方公務員法や地方自治法等による規制があるため、手続の煩雑さや大学の自由度が制限されるなどの問題点がみられ、職員意識の高揚や組織の活性化に結びつきにくいという状況がある。

これを打開するためには、現行の制度を改善して、権限と責任の明確化を図るとともに学長のリーダーシップが発揮できる体制とすること、また人事面等で、有用な人材を適時・適切に登用して組織を活性化すること、給与や勤務条件等で職員の能力をフルに発揮できる仕組みとすること、さらに、予算面等で、県の関与を緩和して大学の自由度を高めること、現行の会計システムからコスト管理が容易なシステムとすること、複数年にわたる計画的な財務運営ができるようにすることなどが必要である。

こうしたことから、県立医科大学が県民のニーズに応え、その機能を十分発揮していくためには、大学自らの権限と責任において自主的、自律的な運営が可能となるシステムづくりが重要となる。

さらに、今後、国立大学や他府県等の公立大学が法人化されることから、それらと対等に競争できるとともに同等の立場で連携できる環境づくりも必要である。

そのためには、県行政から独立した組織として、法人格を付与することが大学の活性化に有効であると考えられ、これにより様々な規制が大幅に緩和され、大学の自主的・自律的な運営を可能にし、民間的経営手法を活用でき

る範囲が広がるものである。

合わせて、法人化という制度上の改変を契機として、活性化に不可欠な制度改革や職員の意識改革が一層促進されることも期待できる。

公立大学の法人化の場合は、地方独立行政法人法に基づき、職員の身分が「非公務員型」となるものであり、より柔軟で弾力的な雇用形態、給与体系及び勤務時間体系の採用が可能となるとともに産学官の連携活動等の幅が大きくなる。これにより大学や教職員の能力を最大限に発揮することができ、増大する県民ニーズに応えることが可能となるものである。

なお、可能な限り早い時期に法人化すべきであるが、その際には、現職員の雇用や労働条件等に対する配慮が必要であると判断され、十分な意志疎通を図り、職員の理解と協力が得られるよう努力する必要がある。

5、紀北分院の今後のあり方

(1) 医療提供機能の是非

地域医療機能存続の必要性

紀北分院は、地域住民にとって生命を託す上での重要な拠り所となっており、この機能の存続が望まれるところである。

ただ、今後、この機能をどのような方向にもっていくのか、どのような形態で担っていくべきかについては、以下にも記述するように議論の余地を残している。

公的医療機関としての存続

地域医療として存続させる場合、単に一般的な医療を提供する意味で地域保健医療圏の基準病床数の充足のみに視点を当てるならば、地方財政が厳しい中、繰出金での補填を余儀なくされ、患者数の減少と建物の老朽化が進む現況下、民間に委ねる選択肢もあり得る。

しかしながら、小児等の救急医療、感染症や災害支援医療など不採算であっても現在の紀北分院が担っている役割の継承を考える際、地域の医療に混乱が生じないという前提条件が付き、民間参入は、現実には厳しいものがある。

一方で、そのような公的病院の不採算部門については、医療資源を集中して投資した方が、住民にとって良質な医療がより効率的に提供されることも考えられる。このことから、発達した交通事情の下、公立那賀病院や橋本市民病院の存在意義を十分考慮する必要がある。

県関与の必然性と周辺自治体参入の意義

紀北分院の今後を考察する上で、この地域の医療の拠点施設として県が支えてきたという経緯は無視できない重要な要素である。

しかしながら、現状では、患者の大半がかつらぎ町及び高野口町の住民であることから、今後、県税を投入する以上は県全体の医療にどのように貢献しているかを説明できる存在理由が必要である。

また、本来、病院が特定の市町村に非常に役立っているのであれば、その市町村も責任を持つべきであり、現に、本県の市町村では50市町村中、35市町村が単独実施または事務組合という形で病院経営に努力しており、こうした現状も考慮に入れた上で検討を深める必要がある。

県関与を継続する場合でも、周辺自治体は地域医療に関する責任や義務を認識し、費用負担について真剣に考えることが必要である。

なお、他府県の市町村においては、国立病院等の廃止問題に関連して、病院経営を地元医師会や地域医療振興協会等に再委託する形で引受け、地域医療を守っていくというケースもある。

これらから、県を含めた一部事務組合形式、公設民営方式などの設置運営形態なども想定され、様々な視点から、県関与のあり方、周辺自治体の参入の意義を積極的に探っていく必要性がある。

(2) 大学附属病院の分院としての機能存続の是非

現在の紀北分院が果している諸機能は大学病院でなくとも担えるという意見があり、多額の費用を要する教育・研修・研究機能を本院に統合できないのか、他の公立病院や民間病院に医師や看護師の研修を担わせることが可能ではないかという議論があることも否めない。

しかしながら、今日まで紀北分院が地域の医療に少なからず貢献し、同時に大学附属病院の分院として、教育・研修・研究についても一定の実績を挙げてきているという事実もある。

一方、近年、高齢化の進展や慢性疾患の増加に伴い、様々な医療ニーズを持つ患者が増えてきており、総合的な診療能力を有する医療人の養成が求められている状況にある。

こうしたことから、分院の有する教育研修機能を充実・活用することにより、幅広い診療能力のある医師確保という新たなニーズに対応し、本県地域医療のより一層の向上に寄与できるかを検討することも必要である。

全国的に求められている、総合診療能力の養成

近年、医療技術が格段に進歩し、診療の内容も専門化・細分化される傾向にあり、特に、大学病院は高度専門医療機関としての役割を果たすため臓器別等の専門医教育が必要な状況となっている。

しかし、一方で、複合した生活習慣病を抱える患者や様々な疾病を抱える高齢者等が増加しており、多科に跨る幅の広い医療に対応できる「総合診療医」の養成も強く求められている。

現在、総合診療能力の養成は卒後臨床研修や大学関連病院でのOJT（仕事の現場で業務に必要な知識や技術を習得させる教育研修）に委ねられているのが実情であり、一部の大学病院では総合診療科等を設置してこれに対処しているが、全国的に未だ確立されたシステムがなく、暗中模索している状態にある。

県立医科大学において総合診療能力を養成する意義と紀北分院の役割

県立医科大学は、県民の医療センターであり、かつ優秀な医師を育成するという重要な役割を担っており、その役割の一つとして、本県の地域医療を守ることでできる「総合診療医」を輩出することが求められている。

しかしながら、大学の本院では専門化・細分化された医療が主体となっており、初期医療や一次・二次救急医療のケースに出会いにくいという状況があるため、本院のみで「総合診療医」の養成に対し、万全に対応することは難しい面がある。

一方、分院では、総合的診療科として様々な疾患を抱える患者を診療していることから、「総合診療医」を養成するフィールドとして適しているという状況にあり、現在においても、体系的に確立されたものではないが、それなりのシステムを有し、毎年、相当数の研修医を指導している。

また、他の公的病院等では、人的・経営的に研修医を指導できるシステムづくりが難しいという意見もある。

さらに、今後の取組み次第では、分院は「総合診療医」養成の場として、地域医療に大いに貢献できるとする見方もある。

ただし、分院のみでその役割を果たすことは、体制等の面で不可能であることから、総合診療能力の養成は大学全体で取組まねばならず、分院はそのフィールドの一つとして位置付けられる必要がある。

具体的には、大学のビジョンの中で「総合診療医」の養成を掲げ、教育研修カリキュラムで総合診療をどのように位置付けるか、組織的にどう取組むか、その中で分院がどういう役割を果たすのか、総合診療のための指導医育成をどうするのか、などの施策を明確にし、全国に先駆けた和歌山モデルとして発信していく必要がある。

（３）新しい機能の付与

今後の紀北分院の存在意義を考えるにあたって、現状を再認識し、見直すべき点を中心に論じてきたが、県の医療施策として不足している役割や、これまでにない新しい機能を付与した形で、プラス思考の医療の創造を図る視点についても不可欠であることはいうまでもない。

例えば、救命率の向上や患者のQOL（生活や人生の質）の充実に対応した高度なリハビリテーションセンターとしての機能、あるいは小児救急医療や感染症対策、さらには健康増進機能の付加、総合的・全人的な診療を實踐できる医療人等による保健・医療・福祉を連携する機能の付加など、住民ニーズに対応した新しいあり方も種々考えられる。

ただ、いずれにしても、多額の初期投資と運営の不採算性も危惧されることから、県税収入が落込み、財源の効率的投入をめぐって窮地に立たされている県財政にさらに重い負担を付加する危険性を孕んでいる。このようなことのないよう、限られた財源の範囲内で県民が必要とする医療機能の提供にどこまで応えられるかを真剣に検討しなければならない。また、現在の建物が老朽化しており、耐震性の問題や経営面への影響を勘案すると早急に対策を講じる方が望ましいが、建替える場合であっても、経営的な面を十分に考慮し、ランニングコスト（経営を維持していくのに必要な費用）は必ず診療収入でペイし、イニシャルコスト（初期投資に係る費用）についても可能な限り診療収入でカバーするよう、あらゆる方策が講じられなければならない。

さらに、新しい機能を付与するとしても、近隣公的病院の存在意義や現在の患者数などを十分考慮した上で、病床規模をスリム化するなどの検討も必要である。

なお、県民に対する医療サービスの充実という第一義的な要素を重んじ、県民の命と健康を守り信頼感を与えるという行政施策にプライオリティー（優先順位）を持たせるならば、病院の設置形態はどうあれ、新しい機能の付与を多方面から考察することには十分意義がある。

（４）紀北分院のあり方と法人化

紀北分院については、以上の点を総合的に勘案しながら、そのあり方を決定する必要がある。

その場合、大学自体の法人化ということも考慮に入れるべきである。大学自体について法人化の道を選択する場合には、大学そのものが県から基本的に独立した組織となり、自己責任のもとで従来より大きな自主性・自律性が発揮されることになる。

紀北分院が、大学附属病院の分院として存続するということは、法人化により紀北分院についても、財政的な面も含め、大学の自己責任のもとで経営の合理化・効率化に取組みながら、県民医療の向上に最大限貢献することが追求されるということに他ならない。

こうしたことから、紀北分院の持つ課題を克服する上でも法人化が大きな力を発揮することになるであろう。

第3章 和歌山県における高等教育の将来像

地域に存在する高等教育機関としての大学が、地域の社会と風土に及ぼす影響について軽視することはできない。

和歌山県においては、大学の数が少なく、毎年大学進学者の人口減少を生んでいる。そのことが、地域の文化性に負の影響をもたらしているという指摘もある。このことは、和歌山においてその歴史と自然が豊かな文化を育んでいることに比べれば著しい対照となっている。

県が唯一保持している県立医科大学のこれからを、県民の立場に立って考えるに当たっても、このことを見過すわけにはいかない。

しかし、一方、和歌山には評価された高等商業学校と師範学校をルーツとする和歌山大学と、独自の成り立ちの高野山大学という特色ある大学が存在している。このことは、和歌山県の地域特性として積極的に考えなければならない。

長期の展望の中では、県立医科大学のパートナーとして、連携・統合をも視野に入れることが重要となってくると考えられる。

1、地方分権の時代への対応

我が国では、明治時代から先進欧米諸国に追いつくための近代化が進められ、国に権限や財源を集中させた中央集権制度がそれを支えることにより、今日までの発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、戦後の復興や高度経済成長の時代が過ぎ去った今、従来までの国主導による全国画一的な制度・政策や縦割の補助金行政では、くらしやまちづくりに対するニーズの個性化や多様化、少子高齢化の到来による福祉サービスの充実など新たな時代の要請に十分対応しきれない状況となってきた。

そのため、地域の行政は地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その決定を自分たちが責任を負う（自己責任）という行政システムを構築することが必要とされ、全国的な統一性や公平性を重視する画一と集積の行政システムから、住民や地域の視点に立った多様と分権のシステムに変革して、国から地方へ権限と財源を委譲する地方分権改革が推進されようとしている。

地方分権が進むと、県や市町村が地域の実情やニーズにあった個性的で多様な行政を展開できると同時にその責任も負わなければならない、地方の知恵や実行力の発揮如何が住民の生活に大きく影響することになり、地方の仕事に対する評価が一層厳しく問われる時代となってくると考えられる。

2、地方分権の時代における大学の役割と連携

地方分権の時代において、本県がより活性化するには、地域住民、企業、県や市町村などの行政機関、さらにその集合体としての地域が一つにまとまり、明確なビジョンを持って魅力ある地域づくりの競争を行うということが決め手になってくる。その中で、公立大学は、地域の自己決定・自己責任のもとに運営される方向へと進んでいく。

その場合、大学の役割は、地域住民や自治体を支えて地域社会の中にある課題と直に向き合い、その中から学問を作っていくことが必要である。例えば、住民の生涯教育を支援することや、産学官の連携によって地域の経済や文化の振興を図っていくこと、さらに自治体の政策を高度化していくために政策研究・政策教育面からバックアップしていくことなどが考えられる。

それらの役割を十分に果すためには、設置自治体と不断に対話し相互理解を深めることは勿論であるが、地域住民・市町村・他大学・関係機関と連携を密にして取組んでいくことが肝要である。

例えば、県・市町村・他大学・関係機関と連携して文化づくりのアイデアを膨らませる活動を行うこと、他の大学人や企業者と連携して密度の高い知識や情報との出会いの中から新しいアイデアや技術を創出すること、企業・行政・大学間やNPOと連携して開かれた研究・教育による独自資金の調達などの取組みが必要と考えられる。

特に、本県は、大学の数が少なく、規模の大きい大学がないという事情にあることから、大学同士の連携を強化することにより、創造的なアイデアや地域生活の潤いが作られていくことが重要となってくる。

こうした活動を継続することより、大学自身が付加価値を付けて、地域の経済資源になるとともに地域文化の中心的役割を果すことが望まれる。

なお、大学間の統合については、国公立大学が法人化の方向へと進みつつある段階では、当面の問題としては考えにくい事情にあるが、将来法人化が軌道に乗った時点での大きな課題として認識しておく必要がある。

まとめ

ここで答申している内容は、国の大学政策や他の大学の動向を踏まえながら、当懇談会の委員が種々検討を重ねた県立医科大学のあるべき姿である。

しかし、大学が取組まなければならないすべてを出し尽したものではなく、時代や社会のニーズの変化に伴って、今後追加、修正されるべきものもあることは言うまでもない。

あらゆる改革は、組織の内と外がともにその意志と力を合わせることでよって成果を得ることができると言われる。大学改革もまた、県民の支援のもとに県と大学が一致協力して取組み、はじめて達成できるものである。

改革とは、創造的な行為であり、将来に希望をいだいて進む人間的行為であるが故に、そこには夢もあれば不安もつきまとうものである。

改革に当っては、痛みのあるものであっても、改革すべきは徹底して行い、できるだけ速やかに実行することによって良き実を結ぶことを期待したい。

特に、法人組織への転換を行うためには多くの課題がある。これを進めるには、大学職員や関係者の理解と協力を得ながら、一步一步着実に取組むことが肝要と考える。

本報告書が県立医科大学の新たな歴史を開く1ページとしていささかでも役立つことができるならば、委員一同の喜びである。

参 考 資 料

- 【 1 】 「 県立医科大のあり方懇談会 」 設置に関する要綱 (1)
- 【 2 】 「 県立医科大のあり方懇談会 」 委員名簿 (2)
- 【 3 】 「 県立医科大のあり方懇談会 」 の審議経過 (3)

【 1 】 「 県立医科大のあり方懇談会 」 設置に関する要綱

（ 設置 ）

第 1 条 少子化の進行による学生数の激減、評価の時代の到来による大学間競争の激化、国、地方を通ずる財政悪化による予算、人員の見直し等、厳しい状況変化に対応するため、21世紀の和歌山県立医科大学の将来像を検討し、意見及び提言を行うことを目的として、県立医科大のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（ 所掌事項 ）

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を知事に提言する。

- （ 1 ） 大学法人化への対応
- （ 2 ） 紀北分院の今後のあり方
- （ 3 ） その他必要と認める事項

（ 構成 ）

第 3 条 懇談会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （ 1 ） 学識経験者等のうちから知事が委嘱する者
- （ 2 ） 総務部長、福祉保健部健康局長及び和歌山県立医科大学長

（ 座長 ）

第 4 条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（ 会議 ）

第 5 条 懇談会の会議は、座長が召集し、主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（ 庶務 ）

第 6 条 懇談会の庶務は、総務部総務管理局総務学事課において処理する。

（ その他 ）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に開かれる懇談会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が召集する。
- 3 この要綱は、懇談会における検討の結果を知事に提言した日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

【 2 】 「 県立医科大のあり方懇談会 」 委員名簿

(平成15年12月現在、敬称略)

《 座長 》

氏 名	現 職
北野 榮三	和歌山経済同友会特別幹事

《 委員 》

井端 泰彦	京都府立医科大学学長
茨 常則	地方公営企業アドバイザー
小田 章	和歌山大学学長
角谷 昭一	和歌山県病院協会理事
山口 節生	和歌山県医師会理事
横井 康	朝日監査法人大阪事務所パブリックセクター部部长

(五十音順)

《 委員 (行政関係) 》

宮地 毅	和歌山県総務部長
佐原 康之	和歌山県福祉保健部健康局長
山本 博之	和歌山県立医科大学学長

【 3 】 「 県立医科大のあり方懇談会 」 の審議経過

第 1 回懇談会

日時 : 平成 1 4 年 7 月 3 0 日 (火) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
場所 : ホテルアバローム紀の国 5 階 スズランの間
議題 : 県立医科大学の概要について
独立行政法人制度について
国立大学の法人化について

第 2 回懇談会

日時 : 平成 1 4 年 1 0 月 1 1 日 (金) 1 5 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
場所 : ホテルグランヴィア和歌山 6 階 渚の間
議題 : 今、何故大学改革か

第 3 回懇談会

日時 : 平成 1 4 年 1 1 月 2 2 日 (金) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
場所 : ホテルアバローム紀の国 3 階 孔雀の間
議題 : 地域における大学の使命と法人化の課題
附属病院と法人化

第 4 回懇談会

日時 : 平成 1 5 年 1 月 2 5 日 (土) 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
場所 : ホテルアバローム紀の国 4 階 羽衣の間
議題 : 地域における大学の使命と法人化の課題
地域医療に果すべき役割
国立及び公立大学法人化の関係法案について

第 5 回懇談会

日時 : 平成 1 5 年 3 月 1 2 日 (水) 1 5 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0
場所 : ホテルアバローム紀の国 2 階 鳳凰の間
議題 : 県立医科大学の現状と課題についての整理

第 6 回懇談会

日時 : 平成 1 5 年 5 月 2 4 日 (土) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
場所 : 和歌山県民文化会館 6 階 特別会議室
議題 : 紀北分院の現状と課題について
紀北分院の今後のあり方

第7回懇談会

日時 : 平成15年7月24日(木) 13:30~15:30
場所 : 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室
議題 : 大学改革の具体的取組み

第1回懇談会分科会

日時 : 平成15年7月24日(木) 16:00~18:00
場所 : 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室
議題 : 紀北分院の今後のあり方

第2回懇談会分科会

日時 : 平成15年8月21日(木) 13:30~15:30
場所 : 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室
議題 : 紀北分院の今後のあり方

第8回懇談会

日時 : 平成15年9月8日(月) 16:00~18:00
場所 : 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室
議題 : 大学改革の具体的取組み

第3回懇談会分科会

日時 : 平成15年10月19日(日) 14:00~16:00
場所 : 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室
議題 : 紀北分院の今後のあり方 (分科会意見まとめ)

第9回懇談会

日時 : 平成15年12月4日(木) 13:00~15:00
場所 : 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室
議題 : 県立医科大のあり方懇談会報告(案)の検討

第10回懇談会

日時 : 平成15年12月22日(月) 13:00~14:30
場所 : 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室
議題 : 県立医科大のあり方懇談会報告(案)の検討